

## クラブ規約

### 1条：概要

本クラブはNPO 法人トゥインクルクラブと称する。  
愛知県豊田市を主な活動エリアとする。

### 2条：趣旨

本クラブは新体操・ダンスを通じて健全な精神と健康な身体を作り、  
団体の中で自立と責任をもって成長していくことを目的としている。

### 3条：構成

本クラブは幼児・小学生・中学生・高校生・大学生・社会人等を対象に構成されている。

### 4条：活動

本クラブは定めた日程により活動を行うが、学校開放等は学校行事優先のため、事情により活動場所の変更・中止をする場合がある。

### 5条：入会

本クラブへの入会資格は本クラブの趣旨に賛同し、本クラブが入会を許可した者である。  
入会許可は所定の入会申込書に記入捺印する入会手続きを行う。

### 6条：退会&休会

本クラブ退会希望者は所定の退会届に記入捺印する退会手続きを行う。  
また、休会は2ヶ月まで認める。

### 7条：会費

本クラブが定めた方法（PayPay 決済）により、2ヶ月分まとめて月初のレッスンの際に月謝を納入する。  
原則として納入した会費は返還されない。万が一、2ヶ月月謝を未納の場合は退会扱いとなる。  
ダンス、新体操選手、SJ のチケット販売も（PayPay 決済）。

### 8条：遵守事項

- 1・本クラブの規約に従うこと
- 2・新体操入会者は本クラブに登録後、原則として他クラブ・団体との掛け持ち（二重登録）を認めない。
- 3・入会者は本クラブ心得を遵守する。

### 9条：保険

入会と同時に所定のスポーツ保険に加入する。加入手続きは本クラブが代行する。

### 10条：事故・怪我

- 1・活動中の事故・怪我について、所定の保険の範囲内での保障を行う。
- 2・会員の健康状態の管理は、保護者の責任下とする。

### 11条：除名

本クラブは本クラブ規約に違反する者、または、重大な損失により本クラブの名誉・活動を損なう等と判断された者を退会させることができる。

### 12条：免責

本クラブは盗難・傷害その他の事件について、責任を負わない。

### 13条：協議

本クラブに定められていない事項については、双方が誠意をもって協議のうえ解決する。

### 14条：選手・チーム

- 1・新体操選手コースとは、規定のテストを受け、認められた者のみ選手コースへの参加を認める。
- 2・ダンスチームとは、指導を希望する先生へ相談・確認し、チームを作ることができる。

### 15条：附則

本クラブは必要に応じて随時本規約を訂正できるとともに、本規約に定めない事項については細則に定めることができる。

### 16条：施行

本規約を2020年8月より施行する。

## 入会申込書 兼 保護者承諾書

本クラブは、クラブ活動中に生じた傷害・疾病などにかかわる応急処置のみはしますが、その後の治療またはその負担ならびに傷害・疾病の結果についての賠償などの責任は負いません。  
なお、加入およびクラブ活動に当たっては健康診断を受けるなど、常に健康管理に留意してください。

また、クラブ活動を行うにあたり、トゥインクルクラブホームページ及び、弊社関連 SNS、他業者、豊田市体操協会に試合結果及び写真等の掲載を同意します。

NPO 法人トゥインクルクラブ 殿

私は NPO 法人トゥインクルクラブ規約を承諾のうえ、また上記事項を了承して  
貴クラブに入会することを承諾致します。

令和 年 月 日

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日	生 歳
保護者氏名	印		
住 所	〒 電話		
緊急連絡先			
所属学校		学 年	
身 長	cm	体 重	kg
現在定期的に実践しているスポーツ			